

「誰か」のこと じゃない。



「人KENまもる君」「人KENあゆみちゃん」

人が人らしく生きるために生来持っている権利、人権。この権利を社会全体で守り尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれます。人権問題を「誰か」の問題ではなく、自分自身のこととして捉え、相手の気持ちを考え思いやることや互いの違いを認め合う心を未来へつなげていきましょう。

☎総務課総務グループ ☎3981-4451

12月4～10日は人権週間です

世界人権宣言の趣旨と重要性への理解を深める取組みを進め、人権尊重思想の普及高揚を図るために定められています。

お話を伺いました

豊島区人権擁護委員代表 ●木内晴一さん

元々PTA連合会で活動をしていて、人権擁護委員の推薦を受け、子どもの役に立ちたいと思い、委員を引き受けました。区内全校で実施している人権の花や人権作文、人権教室のほか、子ども担当委員として、子どもが対象の相談業務もしています。相談してくれる子の中には深刻な相談だけでなく、いたずらで連絡してくる子もいるんですよ。でも、いじめの中で無理やり連絡させられている子もいるので、いたずらなのか、子どもの背景をよく読み取り、慎重に判断して解決できるよう支援しています。相談者が少しでも暮らしやすく、幸せになってくれることを願い、日々活動しています。「木内さんのおかげで本当に助かりました」と心から喜んでくれた時は特に、委員になってよかったと思う瞬間ですね。人権の被害にあたるかわからなくてもいいので迷ったらまずは連絡してください。人権被害を受ける人が一人でも減るように、これからも活動していきたいです。



豊島区人権擁護委員 ●守屋仁子さん

以前PTA連合会の会長として参加した様々な活動を通して、地域には民生委員・児童委員など区民を支援する人たちがたくさんいることを知りました。そこで私も、一区民として力になりたい、支援できる場を多くの人に知らせたいとの思いから委員を引き受けました。現在は人権教室で講師をしているのですが、最初は自分が講師となることに不安がありました。でも、同じ委員の先輩方に「守屋さんの経験を活かして人権委員をやってほしいんだよ。子どもの力を信じて前に立てばいいんだよ」と温かい言葉で背中を押してもらったことで前向きな気持ちになれました。最近はLINE相談の担当として、若い方の相談を受けることも多いです。文字だけだと情報量が少なく声のトーンもわからないので、慎重に信頼関係を築き、相談にのっています。学校や家族などへ相談して状況が変わらなくても、皆さんにはほかにも相談できる場所があるということを知っておいってもらえるとうれしいですね。



人権擁護委員を知っていますか？

国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアの方々です。

全国で約14,000名が委嘱され、豊島区では現在12名の委員が様々な活動に取り組んでいます。



どんな活動をしているの？

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決を手伝ったり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。



人権の花運動

命の大切さや愛おしさを感じてもらうため、区内の小・中学校で小さな花を種から育てています。今年も22校の全区立小学校の児童の皆さんが参加しました。

人権教室

いじめなどの人権問題について考える機会をすることで、相手への思いやりや命の尊さなどを体得することを目的とした活動です。小・中学校、高校だけでなく、企業研修などで大人を対象としても実施しています。

人権メッセージ・人権作文

人権尊重の大切さを身につけることを目的として、区内の小・中学生がメッセージや作文を書いています。心を揺さぶられる作品ばかりです。



気軽に相談 してください

面談、電話、SNS、手紙などにより人権に関する相談を受け付けています。



▶みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110(平日午前8時30分～午後5時15分)

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付けています。

▶女性の人権ホットライン

☎0570-070-810(平日午前8時30分～午後5時15分)

女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付けています。

▶子どもの人権110番

☎0120-007-110(平日午前8時30分～午後5時15分)

子どもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付けています。子どもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用できます。

▶インターネット人権相談

相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容などを記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、Eメールか電話、または面談で回答します。



▶SNSによる人権相談

LINEアプリで、以下の検索IDや右の2次元コードなどから公式アカウント「SNS人権相談」を友だち追加のうえ、相談してください。



アカウント名「SNS人権相談」

検索ID @snsjinkensoudan

▶携帯電話人権相談 ☎090-7206-2772

24時間365日

匿名で相談を受け付けています。

▶人権身の上相談

区役所本庁舎4階面接・相談室 毎月第2・4木曜日 午後1～4時まで

差別的な扱いや嫌がらせなどの人権侵害に関する相談を受け付けています。

☎区民相談課庶務・相談グループ☎3981-4164

人権週間パネル展

12月5日(火)～8日(金) 午前9時～午後5時(最終日は午後3時まで)

区役所本庁舎1階としまセンタースクエア

◇人権の大切さや人権問題を身近に感じてもらうため、パネル展示を行います。女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の権利、性の多様性を考える展示と、今年度区内の小・中学生が取り組んだ人権メッセージ、人権作文の優秀作品なども紹介します。☎当日直接会場へ。

皆さんはなにを思っていますか？

テーマ「LGBTQと人権」

一城西大学附属城西中学校で実施した人権教室での講師体験談から

8年前、我が家にスウェーデンの男子高校生を受け入れることになり、プロフィールが書かれたものを受け取りました。その中のホストファミリーへの手紙にこんなことが書かれていました。『私はゲイです』。皆さんはなにを思っていますか？スタートした彼の生活の中で、小学生だった娘の受け止め方から学ぶことができました。「何が好きなの？これきくと好きでしょ?」。彼を知っていく姿がとても自然でした。そんな娘がテレビで、「性同一性障害」という言葉を知り、「え?障害なの...」と呟いた言葉にハッとさせられました。娘はその人の個性として、彼が大切にしている世界や考え方を知っていくだけでした。言葉で人を守ることもできるけれど、言葉で人と人に隔たりをつくってしまうこともある。でも本当に大切なのはその人自身を知り、考えに耳を傾けること。それは、今日の講義のテーマだけではなく人と関係を築いていく時に大切なことだと思います。